

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部改正について
藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日,平成20年7月1日

提案理由

この規則を提出したのは、減免規定の一部変更及び、駐車場有料化に伴い、藤沢市石名坂温水プール条例施行規則を変更する必要がある。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則(昭和61年藤沢市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「施設」という。」を「条例第3条第4号に規定する自動車駐車を除く。」に改め、同条第2項中「施設」を「石名坂温水プール(以下「施設」という。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 自動車駐車場 午前0時から午後12時まで

第3条中「条例第5条」の次に「第1項」を加える。

第4条第2項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあつては、教育委員会の承認を必要とする。)

第4条第4項中「第2項第4号」を「第2項第3号」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用の方法)

第8条 自動車駐車場の入場及び出場の取り扱いをする日時、その他の自動車駐車場の使用に係る事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項に1号を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

藤沢市石名坂温水プール条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休館日及び供用時間) 第2条 石名坂温水プール(条例第3条第4号に規定する自動車駐車を除く。)の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は翌日)</p> <p>(2) 休日の翌日(当日が土曜日又は日曜日若しくは休日に当たる場合は除く。)</p> <p>(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>2 石名坂温水プール(以下「施設」という。)の供用時間は、利用施設の区分に応じ次のとおりとする。</p> <p>(1) プール 午前9時30分から午後8時まで</p> <p>(2) 多目的ホール 午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 和室 午前9時から午後9時まで</p> <p>(4) 会議室 午前9時から午後9時まで</p> <p>(5) 浴室 午前10時から午後3時まで</p> <p>(6) 自動車駐車場 午前0時から午後12時まで</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者(条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは開館日に休館し、又は供用時間を変更することができる。ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(利用料金の納付方法)</p> <p>第3条 条例第5条第1項の規定による利用料金の納付は、自動券売機によりプール利用券又は回数券を購入することによって行うものとする。</p> <p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第7条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p>	<p>(休館日及び供用時間) 第2条 石名坂温水プール(以下「施設」という。)の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は翌日)</p> <p>(2) 休日の翌日(当日が土曜日又は日曜日若しくは休日に当たる場合は除く。)</p> <p>(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>2 施設の供用時間は、利用施設の区分に応じ次のとおりとする。</p> <p>(1) プール 午前9時30分から午後8時まで</p> <p>(2) 多目的ホール 午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 和室 午前9時から午後9時まで</p> <p>(4) 会議室 午前9時から午後9時まで</p> <p>(5) 浴室 午前10時から午後3時まで</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者(条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは開館日に休館し、又は供用時間を変更することができる。ただし、指定管理者にあつては、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(利用料金の納付方法)</p> <p>第3条 条例第5条の規定による利用料金の納付は、自動券売機によりプール利用券又は回数券を購入することによって行うものとする。</p> <p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第4条 条例第7条の規定により減額するプールの利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割</p> <p>(2) この市の区域内に居住している60歳以上の者が使用する場合 2割</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第7条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等に使用する場合</p> <p>(3) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合</p>

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合(指定管理者にあっては、教育委員会の承認を必要とする。)

3 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第3号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(駐車場の使用の方法)

第8条 自動車駐車場の入場及び出場の取り扱いをする日時、その他の自動車駐車場の使用に係る事項は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第9条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

3 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用料金の減額又は免除を受けようとする者が、第1項第2号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口において当該者が同号に規定する者であることを確認することができる書類を、第2項第4号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

5 指定管理者は、第3項又は前項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、第3項に係る申請者に対しては施設等利用料金減免等決定通知書により、前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を通知するものとする。

(書類の様式)

第8条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。